

こうち労政情報

飛躍への挑戦! 高知県産業振興計画 2019年 4月号

平成31年度

前期技能検定試験

機械検査、建設機械整備、建築大工など58職種の技能取得レベルを評価する国家検定試験です

受付期間:平成31年4月3日(水)~4月16日(火)

料 金: 実技17,900円以内、 学科3,100円

出願方法:持参、郵送(消印有効)

※本人確認書類(写し)、受験手数料を添えて提出してください

ものづくり分野に従事する若者の確保・育成を目的として、35歳未満の方が技能検定を受ける際の技能検定受検手数料(実技試験)を一部減免しています。

対象や受験料などの詳細は、お問い合わせください。

問い合わせ先

高知県職業能力開発協会

〒781-5101 高知市布師田3992-4 高知県立地域職業訓練 センター内

TEL:088-846-2300 FAX:088-846-2302

「高知県ワークライフバランス推進企業」新規認証企業のご紹介

県では、男女が共に働きやすく、従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を「高知県ワークライフバランス推進企業」として認証し、その取組を支援しています。 平成31年3月に認証した新規認証企業をご紹介します。



【認証番号】会社名等

【247】 次世代育成支援部門

株式会社 土佐電子

土佐市高岡町乙61番地10

取組内容

- ◆半日単位で取得できる年次有給休暇制度がある
- ◆配偶者の出産時に1日間の特別休暇を取得できる。

【248】 次世代育成支援部門

株式会社 第一コンサルタンツ

高知市介良甲828番地1

- ◆子が小学校始期に達するまで利用できる、育児短時間勤務制度がある。
- ◆半日単位で取得できる年次有給休暇制度がある

【249】 健康経営部門

株式会社 都市美粧建設

高知市高須新町3丁目5番1号

- ◆月~金の朝、ラジオ体操を実施し、健康維持に努めている。
- ◆全社員に健康診断を実施し、その後の保健指導積極的に受けるよう指導及び配慮している。

問い合わ

高知県商工労働部 雇用労働政策課

電話 088-823-9763 FAX 088-823-9277

E-Mail 151301@ken.pref.kochi.lg.jp 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 認証制度の取組を県のHPで紹介していますので、 ぜひご覧になってください!!

高知県ワークライフバランス推進企業認証

検 索





時間外労働の上限規制について

働き方改革関連法によって、時間外労働の上限規制が導入されるとのことですが、これまでと比べてどういった点が変更され たのでしょうか。



時間外労働の上限違反には6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科されるようになります

定労働時間(1日8時間・1週40時間)及び法定休日(毎週少なくとも1回)を超えて労働させるためには、36協定の締結が必要 であることは、今回の働き方改革関連法の施行によっても変わりません。

- ●今回の改正によって、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこ れを超えることができなくなります。
- ●臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、以下を守らなければなりません。 ①時間外労働が年720時間以内 ②時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満 ③時間外労働と休日労働の合計につい て、「2か月~6か月平均」が全て1月当たり80時間以内 ④時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度
- ●上記に違反した場合には、罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科されるおそれがあります。
- ●大企業への施行は2019年4月からですが、中小企業への適用は2020年4月からとなります(その他、建設業、自動車運転の業 務、医師については上限規制の適用が5年間猶予される等の特例があります。)。

働き方改革関連法の施行により、時間外労働の上限規制のほか、年次有給休暇の年5日間の取得などが義務化されており、生 産性の向上や人手不足への対応等がより一層重要になってきていますので、労務管理等の見直し・改善もご検討されてはいかが でしょうか。

高知県労働委員会 〒780-0850 高知県労働委員会 高知市丸ノ内2-4-1県庁北庁舎4F **¢**088-821-4645

お気軽にご相談ください!



「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されています。

Point 1

時間外労働の上限規制が導入されます!

施行:2019年4月1日~ ※中小企業は、2020年4月1日~

詳しくは、上記、高知県労働委員会「労務改善Q&A」をご参照ください。

Point 2

年次有給休暇の確実な取得が必要です!

施行:2019年4月1日~

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、

毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます! Point 3

※中小企業は、2021年4月1日~ 施行:2020年4月1日~

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、

派遣労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

【働き方改革関連法等に関する相談窓口】

・時間外労働の上限規制や年次有給休暇など・・

・パートタイム・有期雇用労働法関係・・・・・

高知労働局雇用環境・均等室(☎088-885-6041)

・労働者派遣法の改正関係・・・・・・・・

高知労働局職業安定部職業安定課(☎088-885-6051)

もよりの労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー

具体的な労務管理の手法に関する問合せ先・・ 高知県働き方改革推進支援センター(公 0120-899-869)

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい 国の退職金制度です。

- 1 国の制度だから安全・安心! さらに掛金の一部を国が助成します。
- 2 社外積立でラクラク管理! 管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク! 節税に加え、手数料もかかりません。
- パートタイマーさんも ご加入いただけます。
- ●他の退職金·企業年金制度等 とのポータビリティも可能です。

詳しくは ホームページをご覧ください



http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業 退職 金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211